

## 海陽ヨットハーバー指定管理者運営モニタリング結果（2019年度）

### 1 施設の概要

施設名	海陽ヨットハーバー（愛称：豊田自動織機 海陽ヨットハーバー）				
所在地	蒲郡市海陽町1丁目7番地				
設置根拠	愛知県港湾管理条例（平成5（1993）年 供用開始）				
設置目的	ディングー型ヨットを中心とするヨット専用のハーバーであり、海洋性レクリエーションの振興及びヨットを通じた海事思想の普及・啓発を行い、もって県民の福祉を増進することを目的とする。				
施設概要	敷地面積	119,800 m <sup>2</sup> （陸域 87,100 m <sup>2</sup> 水域 32,700 m <sup>2</sup> ）			
	主な建物	クラブハウス、艇庫、野積場、係留施設（浮棧橋）等			
	駐車場	243 台			
	利用時間	午前8時～午後5時 ※3月～9月は利用時間の変更有。			
	休業日	水曜日（GW、7、8月は無休）ただしその日が祝日に当たる場合はその翌日 年始年末（12月29日～1月3日）			

### 2 指定管理概要

指定管理者名	公益財団法人愛知県都市整備協会
指定期間	2016年4月1日から2021年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	ヨットレースの運営支援や体験乗船会の開催（実施済み） 他施設との積極的な連携（実施済み）

### 3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2019年度		2018年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
ディングー型ヨット	7,575	9,549	7,500	10,639	△1,090
クルーザー型ヨット	945	775	935	953	△178
計	8,520	10,324	8,435	11,592	△1,268

※計画値とは、指定管理者と年度別協定を締結する際に示された目標値を指します。

### 4 収支状況

（単位：千円）

区分	2019年度		2018年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	62,638	63,258	61,023	62,125	1,133
利用料金収入	25,270	25,841	25,086	26,133	△292
指定管理料	37,368	37,368	35,937	35,937	1,431
その他	0	49	0	55	△6
支出	62,638	63,079	61,023	62,200	879
収支差	0	179	0	△75	254

## 5 モニタリング結果

### (1) 総合評価

評価	評価内容
A+	確実な業務実施体制の確保、積極的な利用促進策等、期待を上回る水準で管理運営を行っていた。

### (2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、個人情報の取扱等適切に行われていた。
施設の適正な管理	A+	全職員がヨット経験者である等業務実施体制を整えていた。また、感染症対策についても適切に対応がされた。
サービスの維持・向上	A+	地元観光施設等の連携を進め積極的な利用促進を図っている。また、ヨット関係団体が主催する行事における運営支援も適切に行われていた。利用者数については昨年度と同様に大幅に計画値を上回っており、海洋性レクリエーションの普及に寄与している。
運営等の安定性	A	県との連携、環境への配慮等適切に行われており、指定管理者の財務状況も問題ない。

#### 【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る    A+ 県の求める水準を上回る    A 県の求める水準（業務仕様書の水準）  
B 県の求める水準に対して一部不十分    C 県の求める水準に対して不十分

### (3) 今後の対応等

- 施設の管理運営業務全般について、県の求める水準を上回る管理運営を行っていることから、引き続き利用者サービスの向上を目指し、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

## 6 利用者からの反応

- イベント開催時にアンケート調査を実施しており、2019年度は16回の調査を行い、利用者のニーズを把握している。（すべてのイベントアンケートで90%以上良い評価を頂いている）。  
また、スタッフ、施設、利用手続き等について評価をしていただき、スタッフの評価は「おおむね良い」以上が96%、施設の評価は「おおむね良い」が95%、全体の満足度は「おおむね満足」以上が93%となっており、利用者から高い評価を受けている。
- 苦情等及び対応状況  
(主な内容)  
レンタル艇利用者が危険な状態（スピードを落とせずスロープに乗り上げる状態）で着艇する様子であったため、ヨットハーバー職員が注意喚起を行った。結果、利用者に怪我はなかったもののスロープで艇の底をすることになり、修理が必要となった。  
利用者は職員の注意喚起を怒鳴られたと捉え、気分を害され、艇の修理費用の支払いも拒否された。  
(対応状況)  
後日、利用者から電話があり、気分を害したこと及び修理費用の支払い拒否（艇の整備不良による事故であり不可抗力であるため）について伝えられた。ヨットハーバー職員より、危険を知らせる必要な注意喚起であったこと及び修理費用の支払い（艇に不具合はなく整備不良ではない）について説明したところ納得して頂けた。

## 7 その他

○ 該当事項なし。

### ○ 問い合わせ先

建設局港湾課港湾管理グループ

電話：052-954-6564（ダイヤルイン）

ファクシミリ：052-953-1793

メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp